

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年11月21日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 若者を闇バイトから守るために

～多摩市の子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進
する条例から考える

2 何故、インクルーシブ教育であるべきなのか

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年11月21日	No. 1
	午前9時43分	

1. 若者を闇バイトから守るために

～多摩市の子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例から考える

若者がSNSを通じて闇バイトに手を染めてしまう事件の報道が後を絶ちません。警察庁は、家族も含め、パトロールなどの対応を取るとし、犯罪に加担する前に相談するよう呼びかけており、10月18日以降11月7日までで、全国で保護事例が46件になったと報道しました。

一方、「指示役に身分証の画像を送ったから、逃げられないぞと脅された」と、京都府警に相談した際、府警が保護を打診したが断り、闇バイトに応募していたという報道もありました。

今や、大きな社会問題となっている闇バイトですが、警察への相談のハードルを感じると共に、警察だけに任せのではなく自治体にも出来ること、すべきことはあるのではと感じます。

その上で、多摩市の若者もこのような事件と関係ないとは言えないとも感じます。

本市には、39歳までの子ども・若者の権利を保障する条例があります。

同時に、逮捕された若者は、決して特別な若者ではなく、ごく普通の若者だと、逮捕された若者を知る人のコメントも報道されています。

何故、一生かかっても償えないような、大きな犯罪に普通の若者が手を染めてしまうのでしょうか。

生活が苦しい、家族に頼れない、借金で困っている、このような若者を積極的に支援するためにこそ、この条例はあり、どうにもならない状況に陥る前に相談してもらいたくて条例を制定したと言えるのではないでしょうか？

これらのこと踏まえ、質疑させて頂きます。

- (1) 条例の前文には、「私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い、連携・協力し切れ目のない支援を行います。」と書かれています。又、3条の二項には、「子ども・若者が自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整えること。」とあります。加えて、7条には、

「市及び子ども・若者を支援する市民は、困難を抱える子ども・若者に気づき、支援につなぐための多様な機会を設けるよう努めるもの」とあります。これらの条例の前文や条文に基づくなら、まさに、今般の大きな問題となっている闇バイトから若者を守るために理念条例であるからと、何もしないというわけにはいかないはずです。

市としての認識と具体策をお聞きします。

(2) 自分の借金や暮らしをどうにかするために、人を傷つける、殺めることで解決できる、自分を守れるとつい思ってしまうのかも知れませんが、闇バイトと、公的制度や法律のどちらが信頼出来るのかの判断を誤るほど、自治体や法律が若者にとって、遠い存在なのかもしれません。

ご見解をお聞きします。

(3) 実際に窮地に陥ると、選択肢が狭まり、自分で何とかしなければという気持ちになるのは、若者に限りませんが、簡易にアクセス可能な闇バイトに応募する手法に陥らないためには、子どものころから、彼らが常に身近な誰かに頼る経験や信頼できる人の存在が重要と考えます。

ご見解を伺います。

(4) 闇バイトに手を染めてしまう彼らの思考の中で、目の前の辛さのせいで、優先順位が揺らいでいると感じます。身近な親に知られたくないとしても、人を傷つける、殺めるよりは、親に知られても仕方がないと思う必要があるなど、一見、教えなくても知っているだろうとおとなが思ってしまっていることが実は伝わっていないことがあるのではないかと感じます。

子どもの権利保障として、条例に基づき、学校は、伝える必要があるのではないかでしょうか。

言い換えるなら、例えば、校則は学校のみの決まりですが、社会の決まりである法律ではないので、辛いときの優先順位の考え方として、もし、校則を守りたくない時に、決まりは決まりと決めつけるのではなく、一緒に話を聴く、考えるなどの対応は重要と感じます。

学校に限らず放課後の居場所や児童館などもそのような対応が可能なのでしょうか？

2. 何故、インクルーシブ教育であるべきなのか

この20年余りかけて、学校教育は健常者と何らかの障がいをもつ子どもを分けた特別支援教育という制度を構築してきました。

一方、全国の小中学校で不登校の児童生徒が34万人を超え、過去最多を更新したと報道されました。そして、この状況に対し、教育委員会は、学校に行けない子ども同士を集める対策をしていると感じます。

このように、今後も何かあると、教育委員会は、その子たちを別にとりだして、集める手法を取るのでしょうか？

しかしながら、社会に目を向けると、公共交通、公共施設、商業施設など、障がいのある方と健常者を分け隔てた対応はしていません。

国連が勧告を出した理由もまさにそれ所以でしょう。

インクルーシブ教育を実践している学校、自治体を視察させて頂きました。今直ぐにも、工夫次第で可能だと知りました。誰もが、互いを理解し合えるおとなとなるには、子ども時代にかかっています。同じような子どもを集め考え方を改め、地域の学校という建物を一つの社会であるという視点で、学校の中を工夫し、誰もがいられるようにアレンジすることが重要です。

それこそが、コミュニティースクールと言えるのではないでしょうか。以下、お聞きします。

- (1) 視察した学校の廊下や隅に畳や敷物などを置きクールダウン出来るコーナーを見かけました。このような取り組みは気持ちを落ち着かせるのに効果があると聞きました。多摩市の中学校でも実施しているのでしょうか。
- (2) 保健室や別室の登校でもタブレットなどで学校の教室と繋がるなどしている学校もありました。そのような取り組みはしているのでしょうか？
- (3) 今やインクルーシブ教育をすすめることは前提ともいえますが、健常者側の理解、学びは重要と考えます。個人モデル、医療モデルではなく社会モデル、人権モデルの視点に立って、自分や他者を理解する学びの時間は児童や生徒にあるのでしょうか？
- (4) 私たちは、子ども時代に、学校で学んだこと、体験したことをもとに社会で生きていきます。

項目別質問内容

5/5枚

多摩市教育委員会は、子どもたちが、健常者の友達は健常者のみ、障がい者の友達は障がい者のみ、という状況のまま、成長し、若者となり、彼らが、社会に出ていくことについて、どのようにお考えなのか、伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年11月19日

多摩市議会議員 上杉 ただし

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 日本語が話せない外国人への支援について
- 2 精神障がい者の住宅問題及び通所施設等への支援体制について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年11月19日	No. 2
	午前11時21分	

項目別質問内容

1 日本語が話せない外国人への支援について

日本語が話せない外国の方へのサポートは、日本がグローバル社会において多様な人々を受け入れ、共生するために極めて重要です。日本では少子高齢化が進み、労働力不足や観光産業の振興などの観点から、外国の方の受け入れが拡大しています。そのため、日本で生活する外国の方や観光に訪れる外国の方に対して、言語の壁を感じさせずに快適で安全な環境を提供することが、社会全体の発展に寄与する重要な課題です。

まず、言語サポートは外国の方の生活の基盤を整えるために不可欠です。日常生活において、役所や病院、銀行、交通機関といった生活インフラは日本語での対応が主であり、日本語が不自由な外国の方にとってはハードルが高い場合も考えられます。市役所での手続き一つにしても、日本人にとっても複雑なケースがあるため、外国の方にとっては一層難しく思われるのではないでしょうか。ここで適切なサポートがなければ、基本的な生活や法的な手続きでさえ滞る恐れがあり、最悪の場合、孤立や不安を抱えてしまう可能性もあります。このような問題を解決するために、翻訳サービスや多言語案内の整備、サポート窓口の設置を充実させる必要があります。

さらに、言語のサポートは、外国の方と日本人との交流を促進し、多文化共生社会の実現にもつながります。適切な言語サポートを通じて相互理解を深めることで、共通の課題を解決し、共に暮らす意識が育まれます。例えば、学校や地域コミュニティでの外国の方の住民の活動参加を促進するために、通訳や翻訳サービスが提供されれば、彼らが地域社会の一員として活躍しやすくなります。これにより、国際観豊かな地域社会、地域協創が作られるのではないかでしょうか。

また、外国の方へのサポートを充実することで、多摩市の国際的な評価も上がってくるのではないかでしょうか。外国の方にも人気のあるコンテンツをたくさん持っている多摩市が多様な文化や背景を持つ人々を受け入れ、サポート体制を整えていることで、多摩市の魅力を海外へ発信することにもつながってくると思います。

このように、日本語が話せない外国の方へのサポートは、個々の外国の方の安心・安全な生活基盤を支えるだけでなく、地域協創や地域経済の活性化、多文化共生社会の実現、さらには多摩市の国際的な評価向上にも大きく寄与する重要な要素になります。多様性を受け入れ、持続的に発展していくために、言語の壁を超えたサポート体制の充実が不可欠です。

以上のこと踏まえて以下質問いたします。

(1) 多摩市で生活するための住民登録やお子さんがいらっしゃる場合、保育園

項目別質問内容

<p>入所への手続きなどといった行政手続きは、複雑でわかりにくいと感じる外国の方も多くいるのではないでしょうか。役所だけではなく、日本では、日本語での会話が中心であるため、日本語が話せないと生活をしていくことすら難しくなってしまいます。そこで多摩市が現在行っている日本語が話せない外国の方に対しての支援・サポートにおける課題についてお伺いします。</p> <p>(2) 外国の方の子どもに対するサポートには、言語支援、文化の壁を超えた適応支援、メンタルケアなど、さまざまな側面での支援が必要と考えます。外国の方の子どもたちが安心して学び、生活し、成長できるような環境を整えるために現在、多摩市が行っている支援についてお伺いします。</p> <p>(3) 外国の方たちがその子どもたちと一緒に日本に来られた場合、子どもたちは学校での交流やサポートなどもあり、大人と比べると早い段階で日本語の習得が可能になると思います。しかし、大人の場合は言語の習得というものは時間がかかるため、子どもの通訳に依存してしまいその結果なかなか日本語が上達しないということもあるようです。子どもが親に対して通訳をする状況は、子どもに大きなストレスや負担をかけてしまうことや医療や法律に関することは、専門的で複雑な場合が多く、誤訳のリスクもあります。また、家庭内外での役割が過度になるなど子どもに対してよくない状況であることには間違ひありません。このような状況を回避するために多摩市が留意していることなどあればお伺いします。</p>
<p>2 精神障がい者の住宅問題及び通所施設等への支援体制について</p> <p>近年、精神障がい者の数は世界保健機関（WHO）のデータによると、世界全体で精神障がいの影響を受ける人々の数は増加しています。特に、ストレスや不安、うつ病などの精神的健康問題が増加していることが指摘されています。日本においても、精神障がい者の数は増加しているとされています。厚生労働省の統計によると、最近の数年間で精神障がい者の数は増加しており、特に若年層や高齢者において増加が顕著です。</p> <p>精神障がい者の数の増加には、さまざまな要因が関与していると考えられています。例えば、社会的なストレスや生活環境の変化などが挙げられます。現代社会は急速な変化と多様なストレス要因に満ちており、これが心の健康に大きな影響を及ぼしているという報告もされております。また、経済的不安や雇用の不安定さも生きづらさを増幅させています。特に若者や非正規雇用者にとって、将来の見通しが不透明であることは、大きなストレス要因です。仕事や収入の不安が心の健康を蝕むことは少なくありません。さらに、都市化や核家族化が進む中で、対面でのコミュニケーション機会が減少し、深い人間関係を築くのが難しくなっています。心理的サポートが不足している状況も影響し</p>

項目別質問内容

ているといわれています。

喫緊の課題としては、まずは精神障がいを抱えている人が安心して活動して暮らしていける環境と、日々の活動を支える通所施設・事業所などの支援体制の強化が必要です。

このことを踏まえ、以下質問します。

(1) 多摩市にも多くの精神障がいの方たちが住んでいらっしゃいます。近年グループホームなどが市内にもできておりますが、精神障がいの方たちはライフスタイルの違いなどにより、グループホームよりはゆっくり安心して暮らすことのできる一人暮らしの住宅に住みたいという方も多くいらっしゃいます。精神障がいを抱えた方が入居できる一人暮らしの住宅の確保が重要になってきます。そこで、精神障がいを抱えた方が入居できる一人暮らしの住宅の確保のため多摩市が行っていることについてお伺いします。

(2) 障がい者の通所施設は、日々の活動を支える重要な役割を果たしています。これらの施設は、障がい者が社会参加を続けるためのサポートを提供し、生活の質を向上させるための場となります。しかし、現在、障がい者の通所施設の運営が人手不足に悩まされています。障がい者の通所施設などの福祉職は、人間の感情に対して細やかなコミュニケーションが求められる分野であり、AIが取って代わることはできません。特に、高齢者や障がい者の支援においては共感や理解が重要です。人口減少が進む中で、福祉職はますます重要な役割を担っています。そのような中で多摩市障害福祉サービス事業所等従事者資格等取得費補助金の創設について検討されているということを伺っています。この取り組みは多摩市全体の福祉サービス向上につながる大変すばらしい取り組みだと思います。そこで、この取り組みの検討状況や期待される効果についてお伺いします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2024年11月19日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 「住民の福祉の増進」（地方自治法）のためにこそ自治体DX（デジタル・トランス・フォーメーション）導入があるべき…自治体DX推進の光と影を考える
- 2 「選択的夫婦別姓」、「同性婚法制化」実現へ、いまがチャンス……その実現へ地方自治体から声を上げよう！

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年11月19日	No. 3
	午後9時59分	

1. 「住民の福祉の増進」(地方自治法)のためにこそ自治体DX(デジタル・トランス・フォーメーション)導入があるべき…自治体DX推進の光と影を考える

総務省及びデジタル庁主導で全国の自治体で推進されている「自治体DX」の導入意図は、「住民の福祉の増進」「業務の効率化」などとされています。

しかし、果たして本当にそうなのでしょうか。今回の質問では、このことについて市長の見解を質したうえで、「住民の福祉の増進」(地方自治法第1条の2)のためにこそ自治体DX(デジタル・トランス・フォーメーション)を導入すべきだということを確認し、そのようにすすめるためのいくつかの留意点について、意見交換をし、よりよき方向性を探りたいと思います。

まず、(ア)現在のDX推進の方向性が、本当に「『住民の福祉の増進』に寄与するのか?」という点です。

いくつか懸念を明らかにします。

a 政府が推奨するガバメント・クラウド(共通のクラウドサービスの利用環境……国がクラウド・サービス・プロバイダーから一括して借り上げた専用ネットワーク上のクラウドサーバー群)を利用しての「共通SaaS

(Software as a Service)」システムでは、結果として、ICT業者が構築したシステムの範囲内での住民サービスの提供ということにならざるを得ません。それぞれの自治体で、住民、首長及び自治体職員、そして地方議会とで創り上げられてきた独自の住民サービス、運用方法などが、「共通SaaS」システムによって淘汰されていく可能性があり、住民サービスが「低きに合わされる」ことが起きうるのではないかでしょうか。

b 個人情報が、ベンダー(ICT業者)に集積され、個人情報の漏えい、目的外利用なども起こりうるのではないかでしょうか。

c 膨大な個人情報データを所有するベンダーが、いま東京都などがすすめようとしている「プッシュ型支援」システムを通じて、たとえば子育て分野のなかの保育分野に介在して、平均化、アルゴリズム等を利用して、多様性こそが尊重されている保育の内容にまで介入するというようなこともありうるのではないかでしょうか。

次に、(イ)本当に「『業務の効率化』になるのか?」という点です。

a ガバメント・クラウドの利用、なかでも「『共通SaaS』システム」の利用は、「アプリケーション構築が不要で利用者はアカウントを作成するだけで利用できる」「クラウド・サービス・プロバイダー、つまりAmazon、Google、MicrosoftなどのCSPが保守点検するため、管理負担が軽減され、最新の機能を常に利用できる」などの利点を利用者が享受できる反面、自治体内で自己完結していないために、トラブルが発生した場合、自治体の努力だけで

は処置できません。大規模な情報漏えいも起こりますし、それぞれの自治体に特化したカスタマイズができにくいなど「負の部分」が発生するのではないかでしょうか。

b 「共通 SaaS」の利用によって、各分野で、これまで必要とされていた職員数、業務量を軽減でき、その分、たとえば、ケア分野などに振り向けることができるとされていますが、DX分野（中心となる情報政策課等のほかにも各所管でのDX要員）に多大な人員が必要となり、またそのための新たな研修なども必要になるのではないかでしょうか。

c DX推進の流れのなかで、本来、不必要的分野にまで、その流れが向かっていくのではないかでしょうか。

(ウ)私は、以上の懸念をもふまえたうえで、自治体DX推進の目的、少なくとも総務省とデジタル庁を中心とする政府による「自治体DX推進の目的」は、次のことにあると考えます。

すなわち、a CSPなど超大手企業、その他ICT業者に、「自治体がおこなう住民サービス」という広大な市場を提供し、なおかつ個人情報の利活用によって、その収益を最大限化する。

b 「業務の効率化」の名のもとに職員数を削減し、「標準化」の名のもとに住民サービスを削減する。

c 政府としても、個人情報を収集し住民を管理しやすくする。

(エ)このような問題意識もふまえたうえで、本当の意味での『住民の福祉の増進』を図るための自治体DX導入がどうしたらできるか?」を考え、以下、「共通 SaaS」システム、特に「保育 SaaS」の利活用にあたってすでに他自治体での導入先行事例もふまえて、最低限、おこなうべきことを提案したいと思います。

a ベンダーとの関係では、「利用者への説明会を義務化させる」、「アプリ上の『同意』に関する改善を求める（少なくとも、「同意ボタン」のみ大きく表示され、肝心の利用規約や業者の個人情報保護方針等が細かくて読めないような状態を改善させる）」、「『目的外利用と商業利用は認めない』ということに同意させる」、「データの返還を求める。保育 SaaS の契約を終了する場合、入力したデータについては、利用可能な形式で市に返還させる。」また、「保育 SaaS で収集したデータを消去し、その結果を市に報告させる。」

b 保育 SaaS の場合は、保育者への研修を徹底すること。特に、SaaS システムの特性についての研修が必要で、ベンダーに学習会の開催を義務付けること。

c 利用者への注意喚起をおこなうこと。特に、個人情報の漏えいの可能性についての説明をおこなうこと。

d 多摩市個人情報保護条例に準拠した「SaaS 利用契約条例」、「SaaS 利用契約の適正化に関する条例」などの制定を検討すること。

以上の問題意識をふまえたうえで、以下、具体的に市長の見解をうかがいます。

(1) DX推進についての多摩市の基本的な考え方をうかがいます。特に、前段で問題点として指摘した(ア)、(イ)に関しての考え方をうかがいます。

(2) 多摩市における「標準化」「ガバメント・クラウド導入」のスケジュールについて、10月18日付の所管からの「報告」もふまえて明らかにしてください。

(3) DX推進によって起こりうる課題への対処について

①先行してすすめられる「業務の標準化」によって自治体独自の施策の後退ということにはならないような手立ては、どうとられていくのか、お答えください。

②DX推進のための財源確保は、どのようになっていますか、お答えください。

③DX推進のための人材確保は、どのようになっていますか、お答えください。

④トラブル発生への対応は、どのようになっていますか、お答えください。

(4) 保育 SaaS について

①根本的な問題として、何十年もかけて、市と保育者と利用者とで作り上げてきた「多摩の保育」が、「利用者にとっての利便性の向上」、「保育者にとっての効率化、時短の推進」を口実に、1つの「ICT業者」に乗っ取られることになる恐れはないのか、うかがいます。

②前段の(エ)「本当の意味での『住民の福祉の増進』を図るための自治体DX導入は、どうしたらできるか?を考える…最低限、おこなうべきこと」で提起した最低限の方策のそれぞれについてうかがいます。

2. 「選択的夫婦別姓」、「同性婚法制化」実現へ、いまがチャンス……その実現へ地方自治体から声を上げよう！

自民党が総選挙で大敗し、今まで、主に自民党だけが反対し実現できなかつた、たとえば、「企業・団体献金の全面禁止」、「公的医療保険制度にお

ける被保険者証の存続」、「選択的夫婦別姓」、「同性婚法制化」などに大きく道が開かれてきました。今回の質問では、このなかで、「選択的夫婦別姓」と「同性婚法制化」の2つの懸案事項について、あらためて市長の認識・見解を問い合わせ、その実現のための最後の壁を突き崩すために、地方自治体こそが声を上げる必要性があるということについて、議論をしたいと思います。

10月27日の総選挙投開票の直後、総選挙での自民党への国民の審判と軌を一にしたかのように、「選択的夫婦別姓」と「同性婚法制化」について、それぞれ、画期的なできごとがありました。

まず10月29日、国連女性差別撤廃委員会が、「選択的夫婦別姓の早期導入を求める4度目の勧告」を含む「総括所見」を、日本政府に出しました。同委員会は、「これまでの勧告に対し何らの行動もとられていない」とい立ちをにじませ、2年以内の追加報告を求めていました。同委員のひとりは、日本では、表向きは、夫婦のどちらかの姓にすることになっているが、実際は94.7%の女性が改姓している実態に触れ、これを「社会的圧力だ」と指摘したことも報道されています。

同「総括所見」はほかにも、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准、男女賃金格差が依然として大きく同一価値労働同一賃金の原則が実施されていないことをきびしく指摘し、女性の正規雇用を増やすこと、賃金格差開示を中小企業にも広げることを求めていてこと、性暴力防止、加害者の処罰、被害者保護と支援態勢の充実、「リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ」(性と生殖に関わる健康と権利)に関わって「刑法墮胎罪や中絶の配偶者同意要件の撤廃、中絶薬を含む安全な中絶へのアクセス改善、最高裁判決に基づく性別変更における生殖不能手術要件の撤廃について勧告をおこないました。注目すべきことは、皇位継承が「男系男子」に限られている皇室典範改正にも言及していることです。

次いで、10月30日に、東京高裁が、現行民法に、同性カップルの結婚の規定がないことは、「性的指向による差別」にあたり、憲法14条1項が定める「法の下の平等」、同24条2項の「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した立法」に反するという画期的な判断を下しました。これは、今年3月の札幌高裁判決に次ぐもので、戸籍上同性のカップルの結婚を認めないのは違憲とする2例目の高裁判決です。地裁段階では、6件のうち5件が「違憲」「違憲状態」としています。

総選挙の結果とその直後の一連のできごとは、日本社会と国民が、選択的夫婦別姓と同性婚を法制化するよう、政府と国会に求めていることを、あらためて示したのではないでしょうか。

以上のことをふまえて、以下、具体的に市長の見解を質します。

(1)国連女性差別撤廃委員会の日本政府に対する「総括所見」の内容に関して、特に「選択的夫婦別姓」の実施勧告について、また、本年3月と10月の「戸籍上同性カップルの結婚を認めないのは違憲」とする2つの高裁判決について、それぞれ、市長の見解をお答えください。

(2)多摩市でも導入され、また全国の9割近い自治体で導入されている「パートナーシップ制度」について、「同性婚法制化」との関係での位置づけについて、お答えください。また、都内のいくつかの自治体でも導入され始めている「続柄記載」…「夫（未届）」「妻（未届）」…についての考え方をお聞きします。

(3)「選択的夫婦別姓」と「同性婚」の法制化の早期実施について、地方自治体の長、つまり多摩市長として、政府と国会に対し求めていただきたいと思いますが、そのことについて、見解をうかがいます。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

①質問1-(ウ)-bに関わって、「DX推進のための財源確保」策の一覧

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年11月21日

多摩市議会議員 本間 としえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 女性防災担当職員および女性・子ども・高齢者の備蓄用品について
- 2 地震時の火災防止のために感震ブレーカー普及加速を
- 3 避難所の環境改善へ「スフィア基準」を導入し尊厳ある生活を

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年11月21日	No. 4
	午前10時8分	

項目別質問内容

1. 女性防災担当職員および女性・子ども・高齢者の備蓄用品について

今年、元日に発生した能登半島地震でも避難所の環境が問題となりました。避難所生活の中で、女性や高齢者から「困ったこと」など、さまざまなご意見があり、特に女性ならではの視点から、避難所生活の改善点など多くの要望が寄せられました。

国は2011年12月に防災基本計画を修正し、避難所での女性への配慮を盛り込みました。さらに2013年には防災に関する男女共同参画の指針を策定し、2020年にはその改訂版となる「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を作成しました。取組みのポイントとして①避難所で男女別の物干し場や更衣室を設ける②避難所運営のリーダー・サブリーダーの3割以上を女性にする③自治体の防災担当職員への女性の採用・登用を促進する、などを挙げていますが、現実的にはなかなか進んでいません。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは避難所運営委員会等を設置し、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保することが示されています。

最近の国の調査では、2023年12月31日時点で、全国1,738市町村の防災・危機管理部局における女性職員の比率は11.5%にとどまっており、5割を超す966自治体では女性職員はゼロです。また、地域防災計画を審議する都道府県の防災会議に占める女性委員の割合は平均で22.2%。2012年の4.6%からは大きく改善されましたが、国が目標とする30%にはまだ届いていない現状が報道されています。

備蓄品についても女性の視点が大変に重要であり、日頃から女性の意見を取り入れ、女性の視点は災害への備蓄用品にも影響します。2022年の国の調査では、防災担当の女性職員が1割以上の市町村は、ゼロの女性職員の市町村に比べ、女性や乳幼児向け用品、介護用品の備蓄割合が高い傾向がみられました。避難所においては女性が避難所運営に関わることによって、今回の能登半島地震の避難所になっている珠洲市内の小学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応をとった結果、女性避難者から「人目を気にせず用品を取りに来られた」と声があったそうです。

上記を踏まえ以下質問致します。

(1)多摩市では防災安全課に10月から1人の女性職員が配置されましたが、職務内容と、今後の増員の予定はあるか伺います。

(2)女性や子ども、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況と、二次避難所の備蓄用品の状況を伺います。

項目別質問内容

2. 地震時の火災防止のために感震ブレーカー普及加速を

地震に伴う電気機器からの出火を防ぐには、強い揺れを感じると自動的に電気を遮断する「感震ブレーカー」が有効であり、今後起これ得る大規模地震に備え、普及を加速させたいところです。

総務省消防庁は10月31日、感震ブレーカーの普及に向けた検討会の初会合を開きました。1月の能登半島地震で起きた石川県輪島市の大規模火災を教訓に、住宅などへの設置を促す対策を取りまとめる方針です。

輪島市の大規模火災は、電気機器や電気関係の配線などが発火する電気火災が原因と考えられており、住宅や店舗約240棟が焼損する甚大な被害をもたらしました。

電気火災は過去の地震でも多発しており、注意が欠かせません。阪神・淡路大震災や東日本大震災では、原因が特定された火災の半数以上を占めました。使用中の電熱器具から地震で散乱した可燃物に着火したり、損傷した電気コードが停電復旧時に発火した事例があります。

上記を踏まえ以下質問致します。

(1) 内閣府が2019年に公表した南海トラフ地震の被害想定では感震ブレーカーの設置率を100%に高めると、火災による死者が約1万4000人から半数以下に減ると推計されています。

多摩市内には木造住宅密集地域はありませんが、大震災発生時に火災による被害の想定と対策について伺います。

(2) 2022年の内閣府世論調査によれば、感震ブレーカーを設置していると回答した人の割合は、わずか5.2%でした。背景には認知度の低さや、出火防止効果を実感しづらいことがあるとされています。設置に結び付くよう、広報を一段と強化する必要がありますが、多摩市内の設置状況と設置の必要性の周知について伺います。

(3) 地震時は身の安全確保が最優先されるため、火災の発見や初期消火が遅れて被害が拡大する事態が想定されます。延焼の危険性が高い木造住宅密集地域などは普及が急務で、東京都では木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいの方に、コンセントタイプの感震ブレーカーを配布しています。

神奈川県厚木市は6月から、市内在住の希望世帯に対し、感震ブレーカー1台を500円の自己負担で有償配布しましたが、想定を大きく上回る応募があったため、新たに1000台分を用意しました。市の担当者は「市民の防災意識が高まっている。さらに災害への対策を進めていきたい」と話しています。感震ブレーカーは、分電盤に内蔵・外付けするタイプや、重りやばねの力でブレーカーを落とす簡易タイプなどがあり、いずれも震度5強相当の揺れで作動します。普及の加速のために購入・設置への費用助成をすべきと考えますが如何でしょうか。

項目別質問内容

3. 避難所の環境改善へ「スフィア基準」を導入し尊厳ある生活を

日本では、災害のたびに避難生活の“質”的問題が指摘されています。公明党は避難所の環境改善へ、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示す「スフィア基準」の導入などを先の衆院選の公約に掲げて取り組んできました。

スフィア基準は、1990年代にアフリカの難民キャンプで多くの人が亡くなつたことを受け、紛争や災害を想定して国際赤十字などが作りました。

基本理念として、被災者には尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利があり、苦痛を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなくてはならないことを掲げ、人道支援における考え方や最低限満たすべき基準を記載しています。

主な支援分野では、▽水、衛生▽食料、栄養▽避難所、避難先の居住地▽保健医療を挙げ、達成度を図るための指標として具体的な数値を示しています。例えば、「1人1日当たり最低15リットルの水を確保」「1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル」「トイレは20人に一つ以上、男女比は1対3」のほか、プライバシーの確保など、避難所運営の際に目安として活用できます。

日本では、2011年の東日本大震災を踏まえて、16年4月に策定された国の避難所運営ガイドラインで、参考にすべき国際基準として同基準が明記され、自治体でも取り入れる動きが出てきました。公明党は11月7日、石破茂首相に提出した「総合経済対策」への提言で、スフィア基準の導入など避難所環境の大幅改善を訴えました。この提言では、全国の避難所の総点検を実施し、TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の迅速配備などによる避難所の環境改善に総力を挙げて取り組むよう要請しました。また、災害時に避難所となる学校体育館への空調設置については、5年をめどに設置率100%を実現するよう主張しました。そして、11月15日の記者会見では坂井学防災担当相は避難所の環境について、発災から48時間以内に、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示す「スフィア基準」が満たされるよう、自治体に必要な支援を行っていく考えを示しました。また、今年度中に避難所運営の自治体向け指針を改定し、スフィア基準をより具体的に反映させる方針です。現在の指針では「参考にすべき国際基準」として紹介されていますが、具体的な指針が明記されれば、環境改善が進む一歩となります。

熊本地震では、建物の崩壊などによる直接死よりも、避難生活に伴う体調悪化で亡くなる災害関連死が4倍以上だったことを考えると、避難所の環境改善は重要です。雨風をしのぐだけでなく、傷ついた人たちの命をつなぎ、少しでも気持ちが前向きになれる空間でなければなりません。

災害はいつどこで起こるか分かりません。平時からの備えが肝心です。

上記を踏まえ以下質問致します。

(1) イタリアでは、ボランティアが避難所運営にすぐに駆け付け、温かい料理

項目別質問内容

を提供する体制を整えています。海外の事例も参考に、災害を念頭にした「多摩市版スフィア基準」のようなルールを作るべきと考えますが、多摩市は基準を満たす避難所を開設することが出来るのか、現在の状況と考え方を伺います。

- (2) 多摩市内の避難所に指定されている小学校の体育館の空調設置についてのお考えを伺います。
- (3) 2016年の熊本地震では、岡山県総社市などと協力して、車中泊する人たちを受け入れるテント村を熊本県益城町の総合運動公園内に開設し、最大時で571人が入居したそうです。視察に来た専門家から「スフィア基準にマッチしている」との評価を受けていたそうです。同基準も参考にしながら約1ヶ月半運営し、テント村から救急搬送される人は出なかったそうです。避難生活の質の向上を目指し、多摩市内の公園を利用したテント村も選択肢の一つとしては如何でしょうか。